

原議保存期間30年
平成46年12月31日まで保存
警察庁丙企分発第6号、丙暴発第4号
平成16年4月27日
警察庁刑事局長

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行等について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第38号。以下「改正法」という。別添1）が制定され、一部（改正法第2条）を除き公布の日（平成16年4月28日）から施行されることとなった。あわせて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成16年国家公安委員会規則第10号。以下「改正規則」という。別添2）が制定され、一部（改正規則第2条）を除き公布の日（平成16年4月28日）から施行されることとなった。

これらの改正規定の趣旨、内容及び事務処理上の留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を「法」と、改正規則による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則を「施行規則」という。

記

第1 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定の整備（法第15条の2及び第5条の3）

1 趣旨

最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団の代表者等は、凶器を使用した対立抗争又は内部抗争によりその指定暴力団員が他人の生命、身体又は財産を侵したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることとする。

2 内容

指定暴力団の対立抗争又は内部抗争（以下「対立抗争等」という。）の発生は後をたず、巻き添えによる死傷者は、平成6年から平成15年までの10年間で10名、ち死者2名という深刻な状況である。

かような対立抗争等の実行行為者は資力を有しない末端組員であるため、被害回復充実にはより高い資力を有すると見られる当該指定暴力団の代表者等の損害賠償責任追及する必要がある。

しかし、民法第715条に基づく使用者責任の追及に当たっては、対立抗争等の事該当性に疑義が生じているほか、不法行為が代表者等の事業の執行につき行われたこと及び指定暴力団員と代表者等の間の指揮監督関係に係る個別立証負担が大きいといっ

問題が生じている。

以上の問題を解決し、対立抗争等の巻き添え被害の回復を充実させるため、改正法において、指定暴力団を代表する者又はその運営を支配する地位にある者は、指定暴力団相互間又は指定暴力団内部の集団相互間に対立が生じ、これにより指定暴力団員による凶器を使用しての暴力行為が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることとしたものである。

(1) 訴訟制度総論関係

ア 改正法の効果

対立抗争等に伴う暴力行為によって生じた損害について、より高い資力を有する当該指定暴力団の代表者等の無過失損害賠償責任を法定することにより、これらの暴力行為による被害の回復の充実という効果が期待される。

また、副次的には、対立抗争等の発生を抑止力となることも考えられる。

イ 対象となる不法行為を「対立抗争等に伴う暴力行為」に限った理由

指定暴力団員は日常、様々な違法・不法行為を敢行しているが、なかでも対立抗争等は暴力団の代表者等の統制の下に行われる組織的活動の典型であり、ここにおける代表者等は、配下指定暴力団員に対して指示命令を発する立場にあることから、対立抗争等に伴い発生する不法行為について代表者等に損害賠償責任を負わせることとしたものである。

なお、改正法は、代表者等の責任追及を徹底するための橋頭堡として位置付けるものであり、今後は、犯罪捜査等を通じて指定暴力団の組織的活動の解明を徹底した上で、本制度の対象となる不法行為の範囲を拡大を含めて、その被害回復の充実を図ることについて検討することとしている。

ウ 対象となる不法行為を「凶器を使用する暴力行為」に限った理由

平成6年から平成15年までの10年間における対立抗争等における不法行為の態様をみると、その約98.2%がけん銃等の凶器を使用した暴力行為であり、また、凶器を使用しない暴力行為によって巻き添え被害が生じることは通常考えられないことから、本制度の適用を凶器を使用しての暴力行為に限定することとしたものである。

エ 改正法施行前に発生した対立抗争による一般人の巻き添え被害における本制度の適用関係

改正法附則第2条の規定により、改正法の施行前に発生した暴力行為については、本制度は適用されない。

オ 暴力団の各級幹部等に対する民事責任の追及

指定暴力団以外の暴力団の代表者、暴力団の代表者等以外の傘下組織の長等に対しては、従来通り、民法第715条（使用者責任）又は第719条（共同不法行為責任）等の規定により損害賠償責任を追及することとなる。

なお、対立抗争等に伴い指定暴力団員が行った不法行為が改正法の規定と民法の規定の要件を同時に満たす場合には、どちらの請求権を行使しても構わないこととなる。

(2) 法第15条の2第1項(対立抗争)関係

ア 「当該指定暴力団と他の指定暴力団との間に対立が生じ」

縄張り争いを巡り当該指定暴力団の相互間が緊張関係にあったこと、当該指定暴力団の暴力団員相互間に既に暴力行為が発生していたことなどが想定される。

なお、近年の指定暴力団の対立抗争のほとんどは異なる指定暴力団の傘下組織相互間のものであるが、かような傘下組織相互間の対立抗争であっても、指定暴力団の存立基盤たる威力を賭けての対立抗争という性格を有しその帰趨が当該指定暴力団の威力の消長に直結することから、指定暴力団の組織的活動といえる。

したがって、ここでいう「対立」とは、指定暴力団ぐるみの全面対立に限らず、その傘下組織相互間の対立をも含むものである。

イ 「対立が生じ」と「指定暴力団員による暴力行為」の関係

法第15条の2第1項に「これにより」とあるとおり、代表者等が賠償責任を負うこととなるのは、指定暴力団員による凶器を使用しての暴力行為が指定暴力団相互間の対立に関連して行われた場合に限られることとなる。

ウ 「指定暴力団員による暴力行為」

法第15条第1項及び第2項における「指定暴力団員により敢行される暴力行為」と同旨であり、指定暴力団員が実行行為者である場合のみならず、指定暴力団員が他の者と共同し、あるいは他の者を教唆し、ほう助するなど、実行行為との関係で共同不法行為を構成する場合をも含むものである。

エ 「凶器」

法第15条第1項及び第2項と同義であり、けん銃、刀等の殺傷を目的とした性質上の凶器のほか、ダンプカー、バット、こん棒、包丁等用法上の凶器も含まれる。

なお、刑法第208条の3(凶器準備集合罪)、暴力行為等処罰ニ関スル法律第1条の「凶器」についても同様に用法上の凶器を含むものとされている。

オ 「暴力行為」

法第15条第1項及び第2項のそれと同義であり、具体的には、刑法第199条(殺人)、第203条(殺人未遂)、第204条(傷害)、第205条(傷害致死)、第208条(暴行)、第220条(逮捕及び監禁)、第221条(逮捕及び監禁致死傷)、第234条(威力業務妨害)、第260条(建造物等損壊)、第261条(器物損壊等)等の罪に該当する行為である。

カ 「他人」

本条により指定暴力団の代表者等が負う賠償責任の客体を示すものであり、損害賠償責任の主体となる代表者等及び損害発生の原因となった暴力行為を行った者を除く全ての者が含まれる。

したがって、指定暴力団員が生命、身体又は財産を侵害された者であっても、本制度の対象となりうる。

キ 賠償の対象となる損害の種類及び範囲

本条によって代表者等が賠償責任を負うべき損害は、指定暴力団員が凶器を使用して行う他人の生命、身体又は財産を侵害する暴力行為によって生じた損害である。

当該損害の範囲については、従来の不法行為における判例実務と同様であり、具

体的には

- 生命侵害によって生じた損害については、逸失利益、葬式費用、扶養請求権、慰謝料等
- 身体侵害によって生じた損害については、治療費、休業損害、慰謝料等
- 財産侵害によって生じた損害については、物の滅失毀損に係る修復費用等
がその賠償の対象となると解される。

(3) 法第15条の2第2項（内部抗争）関係

ア 「一の指定暴力団に所属する指定暴力団員の集団」

法第15条第2項と同義である。一般に「集団」とは、目的の有無にかかわらず、単なる多数人の組織を持たない集合状態をいうが、一の暴力団の内部においては、擬制血縁関係が連鎖する者によって構成される集団が多数認められるところであり、「一の指定暴力団に所属する指定暴力団員の集団」とは、かような傘下組織や傘下組織の集合を想定している。

イ 「指定暴力団員の集団相互間に対立が生じ」

当該指定暴力団内部の傘下組織間に、縄張り争い、主導権争いを巡り緊張関係が生じていたこと等が考えられる。

(4) 法第15条の3関係

本条が適用されない場合における指定暴力団員による不法行為又は代表者等自らが行った不法行為についての代表者等の損害賠償責任は、民法の規定によることを明らかにしている。

また、本制度が適用される場合においても、賠償の方法、非財産的損害の賠償、消滅時効等については民法の規定によることを明らかにしたものである。

3 留意事項

(1) 対立抗争等に係る捜査の徹底

本制度においては、原告が

- 指定暴力団相互間又は一の指定暴力団内部の集団相互間に対立が生じたこと
- 当該対立に伴い指定暴力団員による凶器を使用した暴力行為が行われたこと
- 当該暴力行為により人の生命、身体又は財産が侵害されたこと

を立証すれば、指定暴力団の代表者等が対立抗争等に伴う不法行為につき無過失損害賠償責任を負うこととなる。

かような事項は、事実上、警察の捜査による解明に負うところが大きいことから、対立抗争等の捜査に当たっては、当該暴力行為の被疑者等が供述を拒むことを前提とし、証拠の収集を徹底すること。特に、抗争が早期に終結する場合でも、後の訴訟支援の必要性を念頭に置き、上記3点を立証するために必要な抗争の発生等を裏付ける資料の収集を中断しないこと。その際、対立の原因に関する第三者の目撃情報等は、証拠価値が高い反面、時の経過とともに散逸のおそれがあることから、早期に確保すること。あわせて、関係都道府県警察間における資料の共有にも配慮すること。

(2) 原告に対する支援

暴力団員を相手方とする民事訴訟に対する支援の体制強化については、「暴力団員を相手方とする民事訴訟の支援の強化について」（平成7年6月1日付け警察庁丙暴

暴一発第9号)により指示されて以降、積極的になされてきたところであるが、今後もその一層の推進に努めるとともに、警察のみならず、弁護士会、暴力追放運動推進センターとの緊密な連携システムを効果的に活用し、原告に対し、弁護士会民事介入暴力対策委員会等の紹介や暴力追放運動推進センターによる訴訟費用の貸付制度の教示を行うなど、訴訟提起の円滑化を図ること。

また、原告に対しては、対立抗争等に係る捜査を尽くした上で、原告が刑事訴訟法第53条、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条に基づき訴訟記録の閲覧等により所要の情報を入手できるよう努めるとともに、各種警察活動を通じて収集した暴力団情報を可能な限り提供するほか、裁判における警察職員の証人出廷等にも積極的に応じること。

さらに、指定暴力団の代表者等に対する訴訟提起に当たっては、当該指定暴力団員による原告を標的とした不法行為の敢行も予想されることから、原告に対する保護対策についても万全を期すこと。

(3) その他

本制度の対象とならない不法行為については、従来どおり、民法の規定による責任追及をすることとなる。その場合にも(2)に記載したものと同様の原告に対する支援を徹底すること。

第2 暴力的不法行為等の追加等(法別表並びに施行規則第1条及び第13条の2)

1 趣旨

最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、暴力的不法行為等の範囲を拡大するものである。

2 内容

平成9年の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律改正以後、暴力団犯罪情勢の変化に伴い検挙人員又は件数に占める暴力団員の割合が増加した罪があるほか、法違反の前科を有すること等が許可等の欠格事由として定められている事業法の制定に伴い、これらの法律における無許可営業罪等暴力団員によって敢行されることが想定されている罪が増加した。

したがって、かような罪を新たに暴力的不法行為等に追加するための別表改正を行うこととしたものである。

あわせて、法別表に掲げる法律の中から暴力的不法行為等を具体的に規定する施行規則第1条及び譲渡し、譲受け等の罪を規定する施行規則第13条の2に所与の罪を追加する措置を講じたものである。

(1) 法別表に追加した法律の章又は編

ア 暴力団犯罪情勢の変化に伴い検挙人員又は件数に占める暴力団員による割合及び年間の暴力団員による犯罪の検挙人員又は検挙件数が相当数以上となった罪を定める法条を含む法律の章

○ 刑法第2編第33章

○ 出入国管理及び難民認定法第9章

○ 銀行法第9章

イ 法違反の前科を有すること等が許可等の欠格事由として定められている事業法の規定に違反する罪等、暴力団員によって敢行されることが想定されている罪を定め

る法条を含む法律の章又は編

- 証券取引法第8章
- 港湾運送事業法第5章
- 投資信託及び投資法人に関する法律第5編
- 酒税法第9章
- 外国証券業者に関する法律第5章
- 港湾労働法第7章
- 資産の流動化に関する法律第5編
- 著作権等管理事業法第7章
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律第8章
- 信託業法案第8章

(2) 施行規則第1条及び第13条の2に追加した罪(別添2参照)

ア 改正法に伴う暴力的不法行為等の追加(施行規則第1条関係)

(ア) 暴力団犯罪情勢の変化に伴い検挙人員又は件数に占める暴力団員による割合及び年間の暴力団員による犯罪の検挙人員又は検挙件数が相当数以上となった罪等

- 刑法第225条、第225条の2等に規定する罪
- 出入国管理及び難民認定法第74条、第74条の2等に規定する罪
- 銀行法第61条に規定する罪
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)第3条、第4条及び第6条に規定する罪(刑法第225条及び第225条の2に係る部分を追加したもの。)

(イ) 法違反の前科を有すること等が許可等の欠格事由として定められている事業法の規定に違反する罪等

- 証券取引法第198条第11号、同条第12号等に規定する罪
- 港湾運送事業法第34条第1号に規定する罪
- 投資信託及び投資法人に関する法律第239条第1号(第4条に係る部分に限る。)、第242条等に規定する罪
- 酒税法第54条第1項、同条第2項等に規定する罪
- 外国証券業者に関する法律第45条第1号、第47条第1号等に規定する罪
- 港湾労働法第48条第1号、第51条第3号(第19条第1項に係る部分に限る。)等に規定する罪
- 資産の流動化に関する法律第232条第1号(第3条第1項に係る部分に限る。)、同条第3号等に規定する罪
- 改正法附則第3条の規定により資産の流動化に関する法律第5編に規定する罪とみなされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第165条第1号、同条第3号(第3条に係る部分に限る。)等に規定する罪
- 著作権等管理事業法第29条第1号、同条第2号等に規定する罪
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律第138条第4号、同条第5号等に

規定する罪

イ 暴力団犯罪情勢の変化等に伴う暴力的不法行為等の追加(改正法に伴わないもの)
(施行規則第1条関係)

(ア) 暴力団犯罪情勢の変化に伴い検挙人員又は件数に占める暴力団員による割合及び年間の暴力団員による犯罪の検挙人員又は検挙件数が相当数以上となった罪等

○ 児童福祉法第60条第2項(第34条第1項第5号に係る部分に限る。)に規定する罪

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第49条第3項第7号、同項第8号等に規定する罪

○ 大麻取締法第24条の4、第24条の6等に規定する罪

○ 覚せい剤取締法第41条の3第1項第3号、同項第4号等に規定する罪

○ 麻薬及び向精神薬取締法第67条、第68条等に規定する罪

○ 売春防止法第11条及び第13条に規定する罪

○ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)第9条に規定する罪(大麻取締法第24条の4、第24条の6及び第24条の7、覚せい剤取締法第41条の6及び第41条の9並びに麻薬及び向精神薬取締法第67条、第68条及び第68条の2に規定する罪に係る部分を追加したもの。)

(イ) 近年の暴力団犯罪情勢を踏まえ、前提犯罪の全てを暴力的不法行為とした罪

○ 麻薬特例法第6条及び第7条に規定する罪

○ 組織的犯罪処罰法第9条、第10条及び第11条に規定する罪

ウ 譲渡し、譲受け等の罪の追加(施行規則第13条の2関係)

○ 覚せい剤取締法第41条の4第1項第4号、同条第2項(同条第1項第4号に係る部分に限る。)等に規定する罪